

## 平成26年度 第1回山辺町地域公共交通会議 会議録

- 1 日時 平成26年6月23日(月)13時30分～13時56分
- 2 会場 山辺町役場3階大会議室
- 3 出席委員 多田源四郎会長、結城正義委員、伊藤博夫委員、安藤昭雄委員、三浦康市委員、久連山良夫委員、日詰勉委員、(代)村林真悟委員、佐藤守委員、佐藤茂彦委員、(代)佐藤伸介委員 以上11名
- 4 欠席委員 石川康夫委員 畠山悟委員 高橋末雄委員
- 5 事務局 宗田一彦政策推進課長、佐藤竜企画情報係長、後藤忠秀主査
- 6 会議資料  
(資料1) コミュニティバスの更新登録について (A4 6ページ)  
(資料2) 山辺町生活交通ネットワーク(案)について (A4 29ページ)
- 7 会議内容
  - ① 開会 (13:30)
  - ② 会長あいさつ (多田副町長)
  - ③ 委嘱状の交付について  
《役職等の就任により新たに委員になられた4名に委嘱状交付》  
  
<事務局員の紹介>
  - ④ 副会長および監事の指名について  
  
ア. 副会長の指名について  
《会長が山辺町地域公共交通会議設置要綱第5条第3項の規定により、久連山良夫委員を指名》  
  
イ. 監事の指名について  
《会長が設置要綱第5条第3項の規定により、日詰勉委員と林新一委員を指名》
  - ⑤ 議長選出  
《設置要綱第6条第3項の規定に基づき、会長が議長となる。》
  - ⑥ 協議  
[議長]  
それでは、協議に入ります。  
「(1) コミュニティバスの更新登録について」を上程いたします。  
事務局から説明してください。

[事務局]

本日はお忙しいなか、お集まりいただき誠にありがとうございます。

協議内容の説明に入ります前に、本日の会議資料について、ご確認をお願いいたします。会議次第のほか、資料1と資料2がございます。その他、別添といたしまして、やまのベココミュニティバス時刻表、当会議の要綱でございます。添付資料につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、(1) コミュニティバスの更新登録について、資料1に基づきましてご説明させていただきます。

当町のコミュニティバス更新登録に際し、当会議におきまして、協議が調っていることを証する書類を添付する必要がありますので、協議事項として上程させていただきました。

やまのベココミュニティバスにつきましては、平成11年10月の運行開始から今年で16年目を迎えております。先ほど、会長のあいさつでもございましたように、昨年10月から路線を再編し、3路線で運行しております。同時に、デバンドバスの運行を開始しております。

1ページをご覧ください。平成15年度から平成24年度までの利用者数の推移でございます。平成18年度まで右肩上がりとなっておりますが、平成20年度からは減少しているのが実態でございます。

次に、2ページをご覧ください。こちらは、平成25年度の利用者数でございます。10月より新路線になっておりますので、上半期と下半期に分けて利用者数を掲載しております。

3ページから5ページは、路線図とデマンドバスの運行エリアでございます。

利用者数は減少しておりますが、今年で16年目を迎えます当該バスは住民の方々にとってなくてはならないものとなっております、今後とも、住民の皆様方や関係者の方々からご意見等を賜りまして、効率性も含めたさらなる利便性の向上に努めて参りたいと存じますので、当町コミュニティバスの有償運送の必要性につきまして、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[議長]

ただ今説明あった「(1) コミュニティバスの更新登録について」、委員の皆さんからご意見、ご質問ありませんか？

[議長]

ご意見等ないようでしたら、原案のとおり「同意」してよろしいでしょうか。  
《異議なしの声あり》

[議長]

ご異議がないようですので、「(1) コミュニティバスの更新登録について」は、同意されました。ありがとうございました。

ご同意をいただきましたので、更新登録について今後の予定などについて、事務局から説明してください。

[事務局]

ご同意をいただいたことにより、道路運送法第79条の6の規定に基づき、有効期間の更新登録の申請を8月に行う予定です。更新後の有効期間につきましては、3年となっており、平成29年9月30日となりますので、よろしくお願い申し上げます。

[議長]

今後の予定などについて事務局から説明されましたが、ご意見、ご質問ありませんか？

《質疑なし》

[議長]

次に、「(2) 山辺町生活交通ネットワーク計画(案)について」を上程いたします。事務局から説明してください。

[事務局]

つづきまして、(2) 山辺町生活交通ネットワーク(案)について、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請を行うためには、毎年、当会議にて生活交通ネットワーク計画を策定する必要があります。そのため、「山辺町生活交通ネットワーク計画(案)」を協議事項として上程させていただきました。

内容につきましては、昨年度のものとは大きくは変わっておりません。昨年度と同様、シャトルバス(中作線)については、補助金の対象外となることから除いております。

1 ページをご覧ください。計画の名称は、山辺町生活交通ネットワーク計画(平成27年度～平成29年度)であります。1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性につきましては、資料のとおりでございます。

2. 地域公共交通確保維持に係る定量的な目標・効果についてですが、(1) 事業の目標の■基本目標としましては、資料のとおりでございます。

利用者目標でございますが、既に策定している生活交通ネットワーク計画の1日当たり利用者目標数を平成29年度の利用者目標数(人/日)としております。平成27年度は50%、平成28年度は75%の利用者数を目標値としております。(2) 事業の効果につきましては、資料のとおりでございます。

3 ページの1.1. の協議会の開催状況については資料のとおりですが、昨年6月に山辺町交通計画ネットワーク(平成26年度～平成28年度)を书面協議していただいております。1.2. 利用者等の意見の反映状況についても資料のとおりですが、昨年8月8日に中地区、同9月5日に地元説明会を実施しております。

つづきまして、5ページをご覧ください。表1(地域公共交通確保維持事業により確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者)については、対象となる運行系統としましては、東西線、南北線、デマンドバスでございます。国庫補助額については、10ページ以降の表2(地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者その負担額)に基づき算出しておりますが、まだ一年間の実績がございませんので、収支見込額より算定しております。

27ページをご覧ください。表5(地域公共交通維持改善事業を行う地域の概要)については、当町では、交通不便地域の指定を平成25年から受けておりますので、対象地区、人口を記載しております。

以上、要点のみ説明させていただきましたが、ご協議よろしくおねがいします。

[議 長]

ただ今説明あった、「(2) 山辺町生活交通ネットワーク計画 (案) について」、委員の皆さんからご意見、ご質問ありませんか？

[委 員]

新路線になって、あと3カ月経過すると一年を迎えるが、検証はどのように行うのか。

[事務局]

検証方法については検討中ではありますが、一年経過した段階で検証を行いたいと考えております。

[委 員]

利用者数をどのような方法で把握しているのか。

[事務局]

運行を委託しております山辺観光タクシー(株)より利用者数等を記載した運行日誌を提出していただいております。

[委 員]

以前策定した、「山辺町生活交通ネットワーク計画」の利用者目標と今回の生活交通ネットワーク計画の利用者目標数の関係性をもう1度説明して欲しい。

[事務局]

平成24年度に策定した「山辺町生活交通ネットワーク計画」の1日当たり利用者目標数を最終年度である平成29年度の利用者目標としております。平成25年10月から平成26年3月までの利用者数は、目標の35%程に留まっておりますので、この数字等を考慮して、平成27年度は目標の50%、平成28年度は目標の75%の利用者数にしております。

[議 長]

ほかにご意見等ないようでしたら、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。  
《異議なしの声あり》

[議 長]

ご異議がないようですので、「(2) 山辺町生活交通ネットワーク計画 (案) について」は、原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

[議 長]

続きまして、協議事項(3)「その他」について、事務局からご協議いただくことなどがありましたら説明してください。

[事務局]

事務局から特にご協議いただくことはありません。

[議 長]

皆さんからご協議いただく案件などございませんか。

《特になし》

[議 長]

何もないようでしたら、本日の協議事項、その他すべて終了とさせていただきます。

皆様のご協力に感謝申し上げ、これで議長の役を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

6. 閉 会 (13:56)